

《研究ノート》

高木所蔵離縁状について

—附 既刊・未刊別離縁状日付順一覧表—

高 木 侃

1 研究の当初から筆者は江戸の離婚，すなわち三くだり半と縁切寺を対象として，ただそれだけを研究して早48年になろうとしている。その研究業績，著書・論文のほとんどがこれに終始している。集めた活字・コピー資料や筆写資料と筆者収集の原物離縁状の総計が，1000通になったとき（2000年のことで），統計処理に便利な数字で，整理下手な筆者も必死になって整理した¹⁾。しかし，それ以降さらに200通余収集したと思われるが，実際にどれだけなのか正確には把握していない。

そこで，まず筆者所蔵離縁状のうち，すでに活字化したものとそうでないものとを別け，未刊のものを紹介し，資料を学界の共通財産にしておきたいと思った。したがって，本拙稿は当初副題に「—未刊史料の紹介をかねて—」として，離縁状の翻刻をして紹介する予定であったが，未刊のものが相当数あり，紙幅の関係で後にまわし，ここでは筆者所蔵文書できわめて特徴的なもの，ないしは初めて見出したものなど，高木収集離縁状の特筆すべきもの三つのみを紹介するにとどめ，既刊・未刊の別を明らかにし，日付順に整理した筆者所蔵離縁状一覧を後に掲げた。

2 まず，史料1²⁾の離縁状である。1696（元禄九）年の離縁状で，甲斐国巨摩郡落合村（現山梨県南アルプス市）のものである。表題の一部に「手間状」とあり，五行に書かれ，本文前半に「女房了簡にて，隙ヲ出シ九郎兵衛方え相渡し」たとある。女房と九郎兵衛との関係，差出人に夫と

ともに連署した次郎とは何者か等々、疑問が残ったが、後に関連文書を入力し³⁾、女房は浮気相手の九郎兵衛の妾になったこと、つまり浮気した女房を離婚して他男の妾として譲ったわけで、最古であるのみならず、その内容も特異な離縁状であった。また次郎は夫婦の子であったことが分かった。因みに離縁状の差出人に子が名を連ねたものはこれ1通のみである。

その後、2008年に福井県で1686（貞享三）年、三行半の「去状」が発見された。ただし、押捺された印章が実物ではなく「判」と書かれてあり、写しであって、原物ではなかった。さらに2014年3月、1667（寛文七）年、甲斐国八代郡楠甫村（西八代郡市川三郷町）の六行の離縁状が見出された⁴⁾。表題はなく、文書そのものは、離婚紛争が示談で解決したときの帰縁（復縁）証文である。そのなかに、今後、夫から離婚を請求するときは金二分を支払い、内儀（女房）の方から離婚を請求するときは持参金・荷物などに一切かまわず出て行くと、離婚条件を明記している。帰縁したものの、再度離婚紛争になったとき、後腐れなく離婚するためにあらかじめしたための証文で、「帰縁証文兼先渡し離縁状」といえるが、この時期には離縁状の書式が整っておらず、しかも夫婦がそろって署名捺印して、仲人・世話人と思われる六名にあてて差し出している。離縁状よりも帰縁証文に力点が置かれているといえる。とすれば、筆者所蔵の元禄九年の離縁状は、いまでも最古の離縁状と言えよう。

3 つぎに紹介するのは史料15の「舅去り」離縁状である。これまで4通見出していたが⁵⁾、筆者は所蔵していなかった。入手した「舅去り」の離縁状を引用しよう。

一札之事

一貫 殿 御 息 女、 忠 八 姫 二 貫
 受 候 処、 夫 忠 吉 死 去 仕 及
 破 縁 二 候、 然 上 は 御 息 女 義 何 方 え
 縁 付 候 共、 忠 八 は 勿 論 組 合 之 者 迄 も

一向差構無御座候、為後日一札仍如件

上飛駒村

文化八年 忠八組合惣代

未九月 善右衛門㊦

久 八㊦

名草村

与惣治殿

上飛駒村・名草村はともに下野国足利郡の村（現栃木県足利市）である。この離縁状は忠八の倅忠吉が死去したので、忠吉の嫁（忠八には姫）を忠八が破縁（離縁）して実家に帰すこと、だから誰と再婚しても差し支えないと記述されている。

このように倅が死去または勘当されたとき、その父親（舅）が倅の嫁を離婚することができ、これを「舅去り」といった。従来、舅が一方的に倅の嫁を追い出すことは、舅の権利と考えられていたが、それはタテマエで、徳川時代の実態は妻方の請求をうけ、実家に帰したもので、「舅去り」は妻方に配慮してなされたのである。

差出人は五人組で、この離婚に介入したものであろうが、この地域では結婚・離婚が当事者間の問題ですまず、地域社会での重要な問題だったことをも意味している。なお、「倅の嫁」は狭義の意味で「姫」の字をあてる。「忠八姫ニ貰受」とあるのは、まさに適切な表現といえる。

4 史料79は夫本人ではない他人による代筆の離縁状である。上野国緑野郡岡之郷（現群馬県藤岡市）で用いられた離縁状書式には「親子兄弟たりとも外人之事認べからず」との注記があった。離縁状は親子であっても外人⁶⁾（本人以外の者）は書かない。つまり離縁状は自筆で書くものとされていたのである。とはいえ、実際には文字を書けない「無筆（江戸では文盲などとは言わなかった）」であった人もいたにちがいないので、やむをえないときには代筆による以外に方法はなかったはずである。もっとも

川柳に「去状に無筆は鎌と椀を書き」(文化4年)とあり、これは妻が誰と再婚しても「構わない(鎌椀=かまわん)」趣旨だが、かりに当事者以外に証人でもいれば、絵を描いても離縁の証拠になったかもしれない。なぜなら夫婦二人、当人同士は納得しており、この離婚に異議が唱えられるはずもないからである。

さて、作成当時なら夫が誰に代筆を頼んだか分かっていたとしても、百数十年以上たった現在それを代筆とは判別できない。しばらく以前に、代筆した離縁状の本物ではないが、实例を見出した。上野国那波郡福島村(現群馬県佐波郡玉村町)の名主・渡辺三右衛門が書きついで『三右衛門日記』(県重文)の記述である⁷⁾。

その日記のなかに、代筆の離縁状が三つ書きとめられている。まず、1852(嘉永五)年6月上野国群馬郡楽間村(現高崎市)伝次郎・とう夫妻は、松葉屋喜兵衛宅に来て、名主渡辺三右衛門を貫い主として離縁成立にいたる。夫伝次郎は無筆であったから、当人の頼みを受けて、同道してきた親類の八百松が「代筆代印」している。二つ目は同年同月上野国那波郡葦塚村(現伊勢崎市)重次郎・しけ夫婦が離縁になり、夫・親類相談の上、依頼された渡辺三右衛門が離縁の取り扱いをする。妻方から離縁金三両二分が出され、離縁状が渡される。「此状認め人重次郎代筆ニ右吉右衛門殿認め」とあり、親類の吉右衛門がしたためた。その状は妻方立入人の一人肴屋久次郎内儀りに渡された。三つ目は嘉永六年八月の夫・久五郎の事例で、夫が代筆を依頼したのは、本人が「高齢」故で、本文は立合人に書いてもらい、日付と夫と妻の名前だけは本人が自筆でしたため爪印を押したとある。女房りかは「平日之風聞」も悪く、離縁にあたって金5両の趣意金を出している。

文字の書けない者は全文代筆の離縁状を妻に渡し、高齢で不都合であれば本文のみ書いてもらい日付と夫婦の名前だけ自書した場合もあったことをみてきた。これで、代筆が行われた事実は確認できていた。

ようやく代筆の離縁状を見出した。それは離縁状そのものに代筆であることを明記したもので、引用しよう。

去状一札

一其方事、家風に合不申候ニ付、暇
遣し候、左候得は何方え
縁付候とも、此方ニ差構無之候、
為後日仍て如件

嘉永五年 三平
二月吉日 代筆
實 玄(花押)
橋本
卯右衛門[㊦]
西町
平 六[㊦]

はし本

しん殿

離縁状には、離婚したという離婚文言と、誰と再婚してもよいという再婚許可文言の二つの内容が書かれるのが普通で、離婚文言には妻が「家風」に合わないという理由が記されている。橋本村は遠江国敷知郡内の村、西町は東海道新居関所の町名で、ともに現静岡県湖西市である。

年号は嘉永五年である。日付に「吉日」とあるのは、離婚したことが夫・三平にとって吉だったのであろうか。三平が無筆であったか否か不明だが、實玄に頼んで「代筆」してもらったことが明記され花押を加えている。名前から僧侶と思われるが、いかがであろうか。先に「去り状に無筆は鎌と椀を書き」という川柳を紹介したが、『全国民事慣例類集』には神奈川県鎌倉郡の慣習として、自書することができない者は、三本半の縦線を画し、爪印でよしとしたと伝えている。もっとも、いまだ三本半のタテ

線の離縁状は見出していない。

5 一覧に整理して気づいたことは、収集した離縁状が224通に及んだことで、われながら吃驚した。しかも未刊のものが89通もあったことである。公的機関でも20通をこえて、離縁状を所蔵する文書館等は少なく、全国でも群馬県・埼玉県・栃木県立文書館、山梨県立博物館、東京大学・京都大学法学部法制史資料・研究室、縁切寺満徳寺資料館位であろう。

筆者所蔵のものの特徴は、量的に優れたものであることのほか、廃藩置県後離婚が法的には戸籍の届け出で成立するようになった1872（明治五年）以降の離縁状が38通あり、離縁状慣行が昭和の時代までなされたが理解される。このほかにも離縁状の印章に庶民が用いた花押型はこれまで唯一のものであり（史料196）、嫁入婚で妻の父が差し出した離縁状（史料70）、婿養子縁組で妻の母差出の離縁状（史料137）なども今の段階ではオンリーワンである。またナンバーワンとしては、最も長い一六行半の離縁状（史料30）、最も新しい1940（昭和一五）年の離縁状（史料180）なども筆者所蔵になる。一覧表からみると、戸籍法施行以後、すなわち明治五年以降の離縁状がかなり存在するのも特徴の一つといえようか。いずれにしてもよくぞこれほど収集したものと我ながら感心するばかりである。以下に一覧表を掲げるが、既刊のものについては出典を掲げたが、これまで離縁状に関する著書・論文・資料翻刻のうち、筆者所蔵文書を所載したものを、あらためて発表順に掲げてみれば、次の通りである⁸⁾。

I 著書

- A 『三くだり半—江戸の離婚と女性たち』（平凡社、1987年3月、補注・補論2編を付して『増補 三くだり半—江戸の離婚と女性たち』平凡社、1999年7月）
- B 『縁切寺満徳寺の研究』（成文堂、1990年12月）
- C 『三くだり半と縁切寺—江戸の離婚を読みなおす』（講談社、1992年3月、補論を付して『三くだり半と縁切寺—江戸の離婚を読みなおす』吉

川弘文館, 2014年12月復刊)

- D 『泣いて笑って三くだり半一女と男の縁切り作法』(教育出版, 2001年4月)

II 論文

- E 「離縁状に関する若干の考察—縁切寺における離婚に関連して」(『関東短期大学紀要』第16集, 1970年12月, 後に総合女性史研究会編『日本女性史論集4 婚姻と女性』吉川弘文館, 1998年1月に所収)
- F 「満徳寺離縁状と書式の流布」(『群馬県史研究』第29号, 1989年3月)
- G 「妻方からの離縁状—庶民離婚法上の意義」(『専修法学論集』第87号, 2003年3月)
- H 「明治時代離婚法五題—高木所蔵未刊史料の紹介」(青木美智男・森謙二編著『三くだり半の世界とその周縁』日本経済評論社, 2012年3月)
- I 「離縁状にみる地域性」(落合恵美子編著『徳川日本の家族と地域性—歴史人口学との対話』ミネルヴァ書房, 2015年7月)

III 資料翻刻

- J 「三くだり半—俳山亭文庫旧蔵・高木所蔵未刊史料」(『関東短期大学紀要』第35集, 1994年12月)
- K 「徳川時代後期家族法関係史料(二)—縁切寺満徳寺資料館保管上田四郎コレクション」(『専修法学論集』第94号, 2005年7月)
- L 「徳川時代後期家族法関係史料(八)—石井良助文庫所蔵離縁状・離婚関係文書ならびに高木所蔵離縁状」(『専修法学論集』第102号, 2008年3月)

ほかに「三くだり半研究余滴①～⑮」(『評論』日本経済評論社, 2011年1月～2015年10月, 以下「余滴」と略す)がある。

上にも述べたが未刊の離縁状を翻刻して学界の共通財産にするとともに, なお, 徳川時代の離婚法における離縁状の機能等の分析・研究をしてまいりる所存である。

注

- 1) この時期に物したのが拙著『泣いて笑って三くだり半—女と男の縁切り作法—』（教育出版、2001年4月）である。
- 2) 「史料○」は、後掲一覧表の離縁状史料番号である。
- 3) 関連文書入手経緯等については、拙稿「縁切り一筋45年—離縁状八題」（『専修大学今村法律研究室報』No. 57, 2012年12月）17～18頁に簡単にふれておいた。
- 4) 拙著『三くだり半と縁切寺—江戸の離婚を読みなおす』（吉川弘文館、2014年12月）補論240頁。
- 5) うち2通はすでに紹介した。一は拙著『三くだり半—江戸の離婚と女性たち』（平凡社選書、昭和62年3月）210頁以下に紹介したもので離婚原因は「夫の出奔」であった。もともと夫は不埒者で、妻方の請求をうけて夫の「親分」が差し出した離縁状であった。二は前注4)『三くだり半と縁切寺』105頁に掲載したもので、かつて本陣で苗字帯刀を許された宮城県内の旧家所蔵の、明治27年の舅去り離縁状である。死亡した末息子の妻には四人の子があったが、「平素家風に立ち合わず、今回差し許し難き事情」が明記され、亡き夫の「牌前」つまり位牌の前で離婚を申し聞かせたとある。明治時代、それも中期以降になって、「家」意識が強く認識されるようになった証左と考えられる。
- 6) なお、この「外人」は本人以外の人の意であることは相違ないが、節用集に「ぐわいじん」とルビがある由である。同様の意味であるものの、筆者は「ほかひと」と読んだ。どちらが適切なのか、ご教示いただけたらありがたい。
- 7) 拙稿「〈資料〉『三右衛門日記』の離縁状関連史料」（『関東短期大学紀要』第45集、2001年3月）参照。
- 8) 原則的には初出にこだわらず、著書と論文双方に所載されているときは著書を優先し、業績の冒頭のアルファベットに頁数で示した。例えば、史料2の「A96頁」の如くである。またA・C・Eはそれぞれ増補版・復刊本・所収本の頁数を引用したことをお断りしておきたい。

既刊・未刊別離縁状日付順一覧表

一覧表に関する凡例を挙げておきたい。年代は西暦を用いず、和暦で表記し、日付順にならべたが、年号のなかの干支は省いた。表題は離縁に関する語を含むか否かがわかることに力点を置き、離縁に関する表題には下線を付した。例えば、史料9の表題は「暇状之事」であるが、差出人半平と合わせて「半平暇状」とした如くである。離婚理由が2つ以上ある場合、主なものを掲げ、() 内に行数を入れた。最も多い3行半は○印にした。離縁状が用いられた地域(国名)は夫方住所とした。出典つまり既刊のものは上記の著書・論文の略号を用い、かつ頁数も掲げ、番号を太字にした。

	和暦	事書(表題)	離婚理由(行数)	場所	引用
1	元禄9年8月3日	杳右衛門手間状	了簡にて(5)	甲斐	D98頁
2	享保6年3月11日	伊兵衛一札	様子御座候ニ付(2.5)	上野	A129頁
3	延享5年3月	浪吉離縁状	家内和合悪敷(○)	上野	J11頁
4	宝暦3年2月2日	行宝院離状	深厚之宿縁依薄(○)	上野	
5	安永2年11月23日	治郎右衛門一札	無(3)	上野	E295頁
6	安永4年8月	喜三次一札	不相応ニ付(○)	武蔵	
7	天明5年5月日	長重郎離別状	無(2)	不明	余滴⑭
8	天明8年2月3日	本間弥藤次一札	不縁候ニ付(○)	羽前	L7頁
9	天明9年2月21日	半平暇状	無(○)	不明	A201頁
10	寛政5年4月	末吉離縁状	我等勝手ニ付(○)	上野	A81頁
11	寛政7年正月	武右衛門離縁状	(妻)望ニ付(○)	下野	
12	文化元年10月28日	善兵衛一札	不相応ニ付(○)	武蔵	
13	文化4年9月	祐助離別状	鴛鴦深厚て(○)	下野	D125頁
14	文化5年正月	智与之介一札	不相応ニ付(○)	上野	A270頁
15	文化8年9月	善右衛門一札	夫死去・舅去り(5)	下野	余滴⑤
16	文化13年8月	清左衛門一札	無縁(○)	下野	C68頁
17	文政2年4月12日	富吉離縁状	不縁にて(○)	上野	
18	文政2年8月	喜平次去状	自分心に不叶(5.5)	不明	
19	文政3年2月日	熊蔵一札	不相応にて(6)	武蔵	E138頁
20	文政3年6月16日	伊与亮離縁状	無(○)	不明	A195頁
21	文政5年閏正月22日	井狩安兵衛暇状	御頼ニ付(○)	不明	
22	文政5年3月	忠七離別状	深厚之縁尽(○)	下野	
23	文政8年12月	五右衛門一札	不相応ニ付(○)	信濃	
24	文政12年3月22日	文太郎一札	無(2.5)	上野	A264頁
25	天保2年12月	無(弥太郎差出)	不応心底(○)	不明	
26	天保3年4月	智伊助一札	(夫)家出(7.5)	不明	余滴⑬
27	天保4年12月	伊勢蔵離縁状	存寄不相叶(○)	不明	D89頁
28	天保5年7月	和三郎口上	無(2.5)	不明	
29	天保5年9月9日	力蔵隙状	無(○)	近畿	J11頁
30	天保6年正月	智菊蔵離別状	相縁無之・智家出(16.5)	下野	A89頁
31	天保7年2月日	梅八一札	我等存寄ニ不相叶(○)	不明	
32	天保8年5月8日	乗松去状	無(○)	信濃	D81頁
33	天保9年2月2日	元二郎離別状	無(○)	上野	J11頁
34	天保9年3月	与一兵衛離縁状	無(○)	甲斐	L7頁
35	天保9年6月日	重平太一札	深厚之宿縁薄(7.5)	下野	A299頁
36	天保9年9月	せん姑去り離別状	互いの相談を以(○)	不明	
37	天保10年3月8日	佐兵衛離別状	夫婦之縁薄候ニ付(4.5)	不明	B403頁
38	天保10年亥4月	兵五郎離別状	私季(氣)ニ入不申(○)	不明	

39	天保10年12月	啓跡離縁状	熟縁致兼候二付(○)	不明	C 56頁
40	天保12年 3月	市蔵離縁状	不埒二付(○)	信濃	J 12頁
41	天保12年 8月	針岡萬離別状	深厚之宿縁相互薄(○)	不明	
42	天保12年11月日	新次郎離別状	深厚宿縁薄(○)	下野	
43	天保13年 2月	熊太郎一札	深厚宿縁薄故(○)	上野	C 154頁
44	天保13年 4月 8日	庄右衛門離別状	無拋儀二付(○)	不明	L 8頁
45	天保13年	島吉一札	酒宴口論(妻)打擲(11)	上野	J 12頁
46	天保14年 2月	吉右衛門離別状	宿縁薄く(4.5)	下野	L 8頁
47	天保14年 6月日	弥助一札	奉公仕・女房世話致し兼(11)	江戸	A 260頁
48	天保14年 9月24日	和重郎去状	無(○)	甲斐	
49	(天保15年) 5月日	吉五郎離別状	無拋(○)	不明	A 298頁
50	天保15年 9月日	周兵衛離別状	深厚之縁薄二付(○)	上野	
51	弘化 2年 4月幾日	智英司離縁状	暇之儀申参り候二付(○)	羽前	L 8頁
52	弘化 2年 8月12日	林蔵去状	無(○)	不明	
53	弘化 2年11月日	録弥太一札	厚之宿縁薄(○)	上野	A 236頁
54	弘化 2年12月13日	西田伝蔵離縁状	無拋儀二付(5)	近江	A 262頁
55	弘化 2年12月	太右衛門離縁状	無(○)	信濃	L 9頁
56	弘化 3年 4月日	六左衛門離別状	無(○)	甲斐	
57	弘化 3年 9月	長蔵暇状	夫婦約束も両親不承知(○)	不明	
58	弘化 3年11月日	無(源五郎差出)	無(3)	不明	
59	弘化 3年12月日	多吉離縁状	縁二付(4)	不明	A 297頁
60	弘化 4年 4月	仁重良一札	無拋之儀二付(4)	上野	E 93頁
61	弘化 4年 8月25日	政助離別状	不相応二付(○)	下野	
62	弘化 4年 8月日	国治郎満徳寺離別状	深厚宿縁浅薄(○)	下野	A 29頁
63	弘化 4年 9月15日	清重郎一札	相談合(5.5)	不明	
64	弘化 4年10月	喜惣次一札	無(○)	不明	J 13頁
65	弘化 5年 3月日	増太郎離縁状	不相応二付(○)	上野	J 13頁
66	嘉永元年 7月	井上忠次離縁状	無(4)	不明	
67	嘉永 2歳正月	伝蔵一札	不仕合・相談(○)	下総	J 13頁
68	嘉永 2年 3月	儀三郎一札	氣二不合候二付(○)	上野	J 13頁
69	嘉永 2年 6月	吉蔵離縁状	勝手二付(○)	武蔵	
70	嘉永 2年 6月	妻父文平離縁状	無(○)	越後	D 38頁
71	嘉永 3年 6月 2日	嘉忠離別状	縁無二付(○)	下野	J 14頁
72	嘉永 3年 6月 3日	吉太郎口上	無(○)	越後	
73	嘉永 3年 8月 6日	丈右衛門離別状	無(2.5)	不明	
74	嘉永 4年 9月	智源十郎利縁状	我等勝手二付(○)	上野	A 367頁
75	嘉永 4年 9月日	智衆蔵一札	存意二不叶(4.5)	不明	
76	嘉永 5年月日	常吉離縁状	我等心底二不叶(4)	信濃	
77	嘉永 5年正月	参吉一書	無(○)	不明	

78	嘉永5年2月23日	豊吉暇状	不縁ニ付(○)	摂津	C50頁
79	嘉永5年2月吉日	実玄代筆去状	家風ニ合不申(○)	遠江	余滴②
80	嘉永5年4月日	政吉離縁状	我等不都合ニ付(○)	不明	
81	嘉永5年8月	重次郎離縁状	存意ニ不叶・示談(7)	不明	L9頁
82	嘉永5年極月3日	兵藏離縁状	重々我俣ニ付(○)	上野	A215頁
83	嘉永6年丑2月日	治兵衛離別状	相對ニて(○)	不明	
84	〔嘉永6年7月〕	〔聶門助〕離別状	不都合ニ付(4)	武藏	余滴⑦
85	嘉永6年8月日	政之助一札	我等勝手ニ付(○)	不明	C75頁
86	嘉永6年8月	政二郎隙状	無(○)	不明	D24頁
87	安政元年2月	庄田次右衛門一札	家内相続方・妻請求(5)	越後	
88	嘉永7年4月日	百合之助去状	不縁ニ付(3)	信濃	J14頁
89	嘉永7年11月	由造離別状	妻不縁之儀申任其意(○)	上野	A96頁
90	安政2年4月	善五郎暇状	拙者気質ニ不相叶(○)	備中	L9頁
91	安政2年5月23日	源兵衛離別状	無拋義ニ付(○)	近畿	A59頁
92	安政2年8月27日	栄吉離別状	不熟ニ付(○)	下野	
93	安政2年8月何日	何藏離縁状	無(○)	播磨	
94	安政3年7月8日	弥四郎離別状	我等勝手ニ付(4)	相模	C123頁
95	安政4年8月	無(林吉左衛門差出)	示談之上(○)	不明	
96	安政4年9月日	亀五郎離縁状	無(○)	上野	
97	安政5年2月日	蔦藏一札	会者常離之習ニて(○)	上野	A239頁
98	安政5年5月	市川三平離縁状	不縁ニ付(○)	甲斐	
99	安政6年7月	松屋藤十郎一札	無(○)	美濃	
100	安政6年9月朔日	文五郎離縁状	無(○)	武藏	
101	安政7年2月29日	無(妻方今宮屋運藏差出)	聶出奔(6.5)	陸前	
102	文久元年4月1日	佐伝次離別状	不相応ニ付(○)	上野	A334頁
103	文久元年4月日	六兵衛離別状	不相応ニ付(○)	上野	A334頁
104	文久元年4月日	甚助離縁状	我等勝手ニ付(○)	甲斐	
105	文久元年7月	伝助離別状	無(○)	岩代	
106	文久2年2月日	喜助離別状	妻家出・悪口・望(3)	甲斐	J14頁
107	文久2年4月	与三一札	当人願ニ付(4)	上野	J14頁
108	文久2年10月日	三代松一札	深厚之宿縁薄浅……(○)	上野	B219頁
109	文久2年□月26日	与市離別状	深厚之宿縁薄故(○)	下野	
110	文久3年2月	聶兄国太郎一札	聶不埒ニ付(11)	不明	
111	文久3年8月	金五郎離縁状	不埒之儀有之ニ付(○)	上野	余滴⑧
112	文久3年10月	泰藏離縁状	勝手ニ付(○)	不明	
113	元治元年5月11日	孝市郎一札	無(○)	常陸	
114	元治元年6月	理八離縁状	不縁ニ付(○)	不明	
115	元治2年3月日	幾太郎離縁状	双方相談之上(○)	上野	J15頁
116	元治2年3月	柳助離縁状	深更之敷縁薄く(11)	不明	

117	慶応元年閏5月22日	智和田吉離別状	夫持病・相談(6)	武蔵	J 15頁
118	慶応元年7月日	源五郎離縁状	深厚之宿縁薄間(○)	上野	G173頁
119	慶応元年10月	喜太郎離別状	双方納得之上(○)	武蔵	L 10頁
120	慶応2年6月27日	作次郎離縁状	以勝手(○)	武蔵	L 10頁
121	慶応2年6月28日	吉助離別状	不相応ニ付(4)	上野	J 15頁
122	慶応2年7月	源五郎離別状	無(○)	岩代	J 16頁
123	慶応2年8月	房太郎離別状	無(○)	相模	J 16頁
124	慶応3年2月	常次郎離縁状	宿縁ニ付(5)	不明	L 10頁
125	慶応3年3月	加藤義作離別状	双方和談之上(○)	岩代	C 49頁
126	慶応3年8月2日	清吉離縁状	双方熟談之上(○)	下野	
127	慶応3年12月日	基次郎離縁状	無(○)	甲斐	
128	明治2年正月22日	亀屋清七一札	願ニ付(○)	不明	K 139頁
129	明治2年8月日	与惣吉離別状	依不相叶我等存意(○)	上野	A 207頁
130	明治2年8月	甚左衛門離縁状	不相応ニて(○)	不明	K 139頁
131	明治3年12月	三平離縁状	我等勝手ニ付(○)	不明	
132	明治3年正月	清兵衛暇状	心配相掛申分ケ無之(○)	不明	L 11頁
133	明治3年3月日	松助去状	無(○)	三河	
134	明治3年7月25日	新松離縁状	我等勝手ニ付(○)	下総	
135	明治3年10月日	品吉リ別状	薄縁(2.5)	不明	J 16頁
136	明治3年閏10月	□吉離別状	宿縁薄(○)	下野	
137	明治4年3月	千代娘智離別状	親類吟味之上(6.5)	不明	G 175頁
138	[明治4年] 11月	無(御家人服部差出)	存寄ニ不相叶(5.5)	静岡	C 245頁
139	明治5年4月	常助暇状	無抱義ニ付(○)	大阪	
140	明治5年10月日	大貫源次離縁状	薄縁・熟談(○)	不明	J 16頁
141	明治6年5月	岡重助離縁状	妻不縁望・任其意(○)	不明	
142	明治6年第9月	清治右衛門離縁状	無余儀(5)	不明	
143	明治6年10月日	栄助離縁状	無抱ニ付(○)	不明	
144	明治7年5月日	柳瀬千代松一札	自分勝手ニ付(○)	埼玉	D 106頁
145	明治7年	磯吉離別状	無(2.5)	埼玉	L 11頁
146	明治8年11月28日	田中利八離別状	勝手ニ付(○)	神奈川	H 74頁
147	明治9年3月13日	三代蔵離別状	無(○)	不明	H 47頁
148	明治9年5月	豊吉離縁状	不熟ニ付(2.5)	埼玉	L 11頁
149	明治9年12月1日	新井仁十郎離縁書	不和合ニ付(○)	群馬	J 17頁
150	明治11年3月26日	智斎藤金松離別状	不縁ニ付(4.5)	群馬	K 139頁
151	明治11年9月12日	斎藤与平離別証	双方示談行届(○)	不明	
152	明治12年3月5日	名小路甚太去状	家業仕合愚敷(○)	近畿	C 53頁
153	明治12年5月28日	橋本幸吉離縁状	不和合ニ付(○)	不明	K 139頁
154	明治13年5月31日	寺内弥之吉離縁状	我等勝手ニ付(4)	不明	L 11頁
155	明治14年5月5日	甚助離縁状	不熟ニ付(○)	宮城	L 12頁

156	明治14年11月22日	鯨井長五郎離縁証	我等勝手ニ付(4)	埼玉	
157	明治15年10月日	清水半造離縁状	無(○)	不明	H48頁
158	明治17年2月29日	磐石井菊次郎離別書証	示談之上(○)	群馬	
159	明治18年9月12日	奥澤長吉離別状	深厚之宿縁薄故(○)	栃木	B393頁
160	明治20年旧10月	吉田勇右衛門離別状	都合により(○)	京都	L12頁
161	明治20年12月8日	聶神田金三郎離別証	家内不和合(2.5)	武蔵	L13頁
162	明治20年12月24日	指田友二郎離別状	都合によって(○)	京都	L13頁
163	明治21年1月5日	指田友治郎離別状	都合によって(○)	京都	L13頁
164	明治22年9月9日	穴原政吉離縁状	示談之上(7)	群馬	J17頁
165	明治25年	池田勇右衛門離縁状	事故有之(○)	不明	H49頁
166	明治26年7月25日	橋本小三郎暇状	無(○)	不明	D116頁
167	明治28年10月25日	中川芳太郎離縁証	家内不和合・示談(6)	群馬	J18頁
168	明治30年10月29日	池田新吉離縁状	不都合出来(○)	茨城	
169	明治32年12月16日	久野立治郎離縁状	都合ニ依(2.5)	滋賀	H51頁
170	明治33年4月7日	田中喜三郎離縁状之証書	無(4)	東京	A414頁
171	明治33年7月4日	山田久吉離縁状之証	都合・相談(5.5)	京都	J18頁
172	明治36年6月5日	聶伝吉離縁証書	示談之上(6.5)	京都	J19頁
173	明治38年3月2日	神谷宇吉離別証	無(○)	東京	H52頁
174	明治38年12月31日	佐藤金造離婚状	協議ノ上(5)	長野	
175	明治39年1月8日	浅尾甚三郎暇状	無(○)	中京	H51頁
176	明治39年1月17日	阿部茂左衛門后証一札	示談之上(4)	群馬	
177	大正6年4月12日	長岡寅蔵離縁証	家計都合に依り(4)	福島	A416頁
178	大正14年7月7日	林重助離縁状	示談(○)	京都	余滴⑥
179	大正14年10月31日	岩井真平離縁状	無(4)	兵庫	
180	昭和15年12月17日	新津義真離縁状	双方合議ノ結果(2.5)	不明	C242頁
181	子5月6日	文之丞離縁状	無(○)	甲斐	L13頁
182	子10月	善吉離縁状	我等勝手ニ付(○)	不明	
183	丑3月日	磯吉離縁状	我等勝手に以(○)	武蔵	J19頁
184	寅4月	治兵衛去状	是迄之御縁(○)	下野	D21頁
185	辰2月	野村小藤治離縁状	無(○)	常陸	
186	辰4月	服部勇助覚	無(○)	不明	J19頁
187	辰5月日	吉五郎離別状	無扨(○)	不明	A298頁
188	辰6月23日	聶半六離別状	無余儀(○)	甲斐	J20頁
189	巳5月	平五郎離別状	不合氣候ニ付(○)	武蔵	
190	巳9月	富八離別状	深厚之宿縁薄(○)	不明	
191	巳12月	金五兵衛離別状	都合向・納得(○)	不明	
192	午3月13日	彦兵衛離別状	相互ニ深厚之宿縁薄(○)	下野	
193	午4月	作左衛門離縁状	相談之上(○)	武蔵	L14頁
194	未2月元日	文吉離縁状	深厚之宿縁薄・不熟(○)	不明	

195	未4月	繁二離別状	無(○)	不明	余滴①
196	申2月	道良手間状	不縁二付(○)	不明	L14頁
197	申9月	豊吉離縁状	無(○)	甲斐	
198	申10月	亀五郎一札	不慮之義二付(○)	上野	J20頁
199	酉5月	太右衛門一札	気二入不申(2.5)	河内	
200	酉8月4日	豊次郎暇状	無(○)	不明	J20頁
201	戌1月4日	宮城与吉離別状	我等勝手二付(○)	不明	
202	戌正月25日	勘七離別状	子細有之(2.5)	甲斐	J21頁
203	戌1月日	政治郎一札	我等不叶存寄(○)	上野	A318頁
204	戌霜月15日	丸屋吉兵衛離縁状	勝手二付(○)	不明	
205	亥3月日	無(木村八平差出)	無(○)	上野	J21頁
206	亥8月16日	廣瀬時次去状	薄縁旁同穴借老スル能ハス(○)	不明	
207	亥12月	三郎兵衛暇状	不縁二付(○)	不明	
208	辛未7月	市川五兵衛暇状	無(○)	不明	J20頁
209	2月日	佳茂介離別状	相互二宿縁薄(○)	不明	
210	2月日	善吉一札	双方熟談之上(○)	下野	D83頁
211	閏2月18日	文治郎一札	無拋儀二付(○)	武蔵	L14頁
212	4月29日	良輔離別状	我心底不応(○)	不明	
213	5月7日	文助離縁状	無余儀二付(○)	不明	
214	6月日	幸兵衛離縁状	愛想尽候二付(3)	甲斐	
215	8月日	彦兵衛離別状	不和合二付(○)	甲斐	D62頁
216	月日文字のみ	幸助離縁状	無(○)	磐城	
217	無	鶴蔵一札	不叶存寄(○)	上野	J21頁
218	無	清五郎離縁状	相對得心之上(○)	不明	
219	無	松野喜示去状	無(○)	三河	
220	無	孫七離別状	無(○)	下野	
221	無	証文(差出人無)	腰折二付(4.5)	甲斐	L14頁
222	無(破損)	金助離縁状	深厚之縁薄キ故(○)	下野	J21頁
223	無(後欠)	離別条(差出人無)	深厚縁薄て(○)	下野	J21頁
224	無(明治)	森下忠太郎離縁証	無(4)	尾張	